

厚木市地域子育て相談機関事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第10条の3第1項の規定に基づき、地域住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことを目的とした厚木市地域子育て相談機関（以下「地域子育て相談機関」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(実施主体及び事業の委託)

第3条 地域子育て相談機関における事業（以下「事業」という。）の実施主体は、市とする。ただし、市長は、事業を適切に実施することができると認める者に業務を委託することができる。

(対象者)

第4条 事業の対象者は、全ての妊産婦及びこども並びにその家庭等（里親及び養子縁組を含む。）を対象とする。

(事業内容)

第5条 事業の内容は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 相談支援 対象者からの相談に応じ、相談内容の状況などに応じて必要な情報の提供、助言及び必要な支援につなげること。
 - (2) 情報の提供 市民に対して、地域子育て相談機関についての必要な情報、子育て支援に関する情報等を提供すること。
 - (3) 子育て世帯とつながる工夫 この事業の対象者が、地域子育て相談機関に気軽に訪れ、相談等ができる環境づくりを行うこと。
 - (4) 関係機関との連携 地域子育て相談機関事業主管課を中心に関係機関と連携し、必要な支援につなげるとともに、地域での継続的な見守りを行うこと。
- 2 地域子育て相談機関は、前項各号に掲げる事業のほか、18歳を超える者に関する相談についても、適切な相談機関と連携して対応するものとする。
- 3 地域子育て相談機関及び関係機関は、前2項に規定する事業を行う場合において必要な情報を共有する際には、その管理及び取扱いには十分に注意しなければならない。

(実施場所)

第6条 事業の実施場所は、厚木市立児童館条例（昭和42年厚木市条例第6号）第1条に規定する厚木市立児童館その他前条第1項各号に掲げる事業の内容の実施が可能な場所とする。

(開所)

第7条 地域子育て相談機関は、1日に3時間以上、1週間に3日以上開所する。ただし、当該週に厚木市の休日を定める条例（平成元年厚木市条例第3号）第1条第

1 項第 2 号及び第 3 号に規定する市の休日がある場合又は当該週において次条第 2 項の規定により休業日を臨時に変更し、若しくは臨時に休業した場合においては、この限りでない。

(休業日)

第 8 条 地域子育て相談機関の休業日は、厚木市の休日を定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる市の休日とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、休業日を臨時に変更し、又は臨時に休業することができる。

(職員の配置等)

第 9 条 事業は、厚木市地域子育て相談機関事業主管課の職員が担うものとする。

(秘密の保持)

第 10 条 地域子育て相談機関に従事する者は、その職務を遂行するに当たっては、個人の身の上に関する秘密を守らなければならない。その職を退いた後も、同様とする。

附 則

この要綱は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。